館山市広報

昭和39年 2月17日 第144号 （毎月1回発行）

編集と発行　館山市秘書課　館山市北条1.145番地の1　電話館山 1501～1508番

1月の人口動態

総人口	57,234人
	男27,548人 女29,686人
世帯数	14,614世帯
出生	79人（男28・女51）
死亡	68人（男38・女30）
転入	176人（男93・女83）
転出	198人（男98・女100）

住民の声を市政に

市長 各農・漁村地区を訪問

▽▽▽▽より明るい市政の建設は市民皆さんに現在の市政のあり方を知つていただくと同時に、いろいろなご意見、ご希望、お考えなどを率直に述べていただくことが大切であるということから、市長直接、市内の特に農村、漁村地区を重点として、その地区の事情に明るい区長さんをそれぞれ訪問しております。△△△△

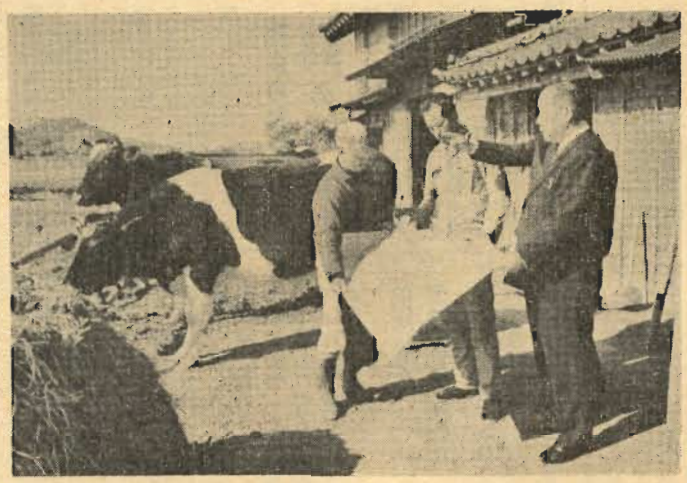

この市長の部落訪問は、すでに1月から始められて九重から館野地区の順序ですすんでおりますがこの農村、漁村地区は市街地とかけ離れているため、ややもすると話を聞いただけではわからない又直接地元民と語し合いの機会がなかなかないということから直接でかけているものです。いろいろなご希望、ご意見がありましたらその部落の区長さんに連絡をしておいていただきたいと思います。皆さんのご意見、ご要望、苦情は早速検討して市政運営の面に反映させて行くよう努力しております。

なお、このほかに例えば農業の問題、衛生の問題或いは道路の問題といつたことで、区民の皆さんが市長と懇談をしたい、又は建設的な市政についての座談会を開きたいというようなご希望がありましたら、前もつて（四・五日位）連絡いただけば都合のできる限りお伺いいたしますので、ご希望の地区はご連絡をいただきたいと思います。（写真＝部落訪問）

税 事業・所得・市県民

確定申告書の共同受付を実施

昭和38年分の所得税、昭和39年度分の事業税および市、県民税の申告時期が近づきました。

期限までに申告書を提出しませんと所得控除、税額控除の恩典が受けられなくなりますから、お忘れなく申告をすませて下さい。

お本年は、所得税の確定申告をされる方には財務事務所、市役所職員が税務署に出張しまして個人事業税および市県民税を同時に受付まして、市民皆さんのご便宜をはかることになつていますので、ぜひこの期間の内にすまされるようお知らせいたします。

◎申告書の提出受付日

第一回目＝2月26日～2月29日

第二回目＝3月9日～3月12日

ただし農業所得者については、2月24日～3月3日まで市役所会議室で受付を行ないます。

このほかに贈与税申告の受付を2月1日から2月29日まで税務署で受付ております。

滞納整理と公売の実施

市では三月末の出納閉鎖期をひかえ、市税の滞納整理を実施しています。同時に財産の差し押え及び、差し押え財産の公売を次のように行ないます。

第一回の競売日＝二月二十五日、第二回は三月中に実施の予定になつています。

現在、市税及び国民健康保険料が未納になつている方は、至急納付されるようお願いいたします。

なお、今月は固定資産税四期の納付月になつています。納期限は二十九日までですので、お忘れなくお納め下さい。

社金 福年

70才以上の方への裁定請求は早く 11月以降は時効になります

福祉年金は受給資格が発生して5年間未届でいますと時効になり、年金給付を受ける権利を失ないます。福祉年金は昭和34年11月支給が開始されて、今年の10月で満5年になります。この支給開始当時、満70才をすぎて老令福祉年金を受ける資格があつた人（公的年金受給者は受給資格がない）で、まだ裁定請求をしてない方は、至急裁定請求の手続をしておきましよう。また扶養義務者等の所得が多い人でも、年金を受ける権利をとつておきましよう。

所得制限で裁定請求しても支給されないからと、そのままにしておきますと、扶養をしている人が退職したり、事故等があつたりして所得が減つたとき、又は所得制限が緩和されたとき年金が受けられませんので、基本権は必ずとつておきましよう。これ以外の方、例えば他の市町村から転入されてこの制度を知らずにいた方も、早速市福祉事務所に申し出て下さい。

障害・母子の方へ

昭和34年11日1日に障害の状態にあつたり、母子だつた方で、満5年をすぎても裁定請求の手続をしませんと、障害福祉年金、母子福祉年金が時効になります。これらはすべて老令福祉年金と同じです。

なお昭和34年11月以降受給資格が発生して、そのまま未届でいると、発生日から数えて満5年でやはり時効になりますからご注意下さい。

この届出は、印鑑、住民票謄本、戸籍抄本、恩給証書等が必要です。

× × ×

時間を守ろう

約束の時刻はキチット

◎…ことわざに〝時は金なり〟ということがありますが、私達日常生活の上から、ほんとうに時間ほど大切なものはありません。

◎…いま館山市役所では全職員が〝時間を守る〟運動を実践しております。

また会議や集会などの時間はもちろん、その会議の終了時間なども前もつて決め、時間の無駄をなくすることに努めております。

◎…特にこれは市役所内だけのことではなく市民皆さんにも、ぜひ実行していただきたいということで、市長自身が、この時間の励行を尊重し時刻を守る近代人として他人に迷惑をかけないようお互いに努力して行きましよう。

館野小の講堂が完成

那古小「給食室」は三月中に

館野小学校の講堂改築工事が、このほど完成いたしました。

この工事は昨年十一月に着工、老朽化したいままでの講堂をとりこわしてその跡に新らしく建てなおしをしていたもので、木造平家建レヂノ鉄板瓦葺の極めて明るい講堂になつています。なお広さは三百三十二・四平方メートル（約百一坪）その他講堂との渡り廊下などが増築され工事費は四百万円になつています。

◎那古小給食室増築工事

那古小の給食室が三月一ぱいの完成予定ですすめられています。坪数は九十二・七五平方メートルで、このほかにボイラ室倉庫十一・六二平方メートル、渡り廊下十三・一七平方メートルがそれぞれブロック造りのレヂノ鉄板葺で行なわれています。

舗装工事 二中前完成

島原通りの十字屋角から二中前通り（市道新宿～納井線）の舗装工事が完成いたしました。

この工事は昨年十二月道路改良（拡張）に引き続いて舗装工事をしたもので、道路延長二百五十メートル、道巾四メートル工費は八十二万円でした。（写真＝舗装の工事）

◎館高の工業科電気設備及び校庭埋立工事

(1)市立館山高校に新設された工業科の充実をはかるため機械、化学、電気科の校舎増築に引き続いて、変電設備（高圧ケーブル引込工事、構内架空線工事、電灯、コンセント設備）が、三百四十九万五千円で着工されています。

(2)校庭の真中にのこされていた「田んぼ」千二百四十八・四六平方メートルの埋立が行なわれています。工事費は七十三万円で三月中旬からは校庭一ぱい運動場として使用できることになつています。

身体障害者の巡回相談（21日）

市の福祉事務所では、県の厚生課及び身体障害更正相談所と共催で、市内身体障害者の巡回相談を次によつて実施します。当日は補装具、生活、職業、医療の各種申請をはじめ、あらゆる面の相談に応じますのでご利用されるようお知らせいたします。

日時…2月21日、午前10時～午後2時まで。

場所…館山公民館（婦人会館の裏）

農業改良 共進会の結果

入賞 一一八点

第十四回の館山市農業改良共進会が、一月二十七日から三日間、教育会館で開かれました。

これは市内の農家で作つた優良自慢の農産物を一堂に集め、展示と即売をかねて行なわれたもので、米、麦類から野菜、花卉果実、苗木類、その他加工品など約五〇〇点という数多くの優良品が出品されました。

二十八日に審査が行なわれ、市長賞、農業試験場長賞、農業改良普及所長賞など百八十点が決められ、また二十八日から行なわれた即売予約ではよい農産物が安く買えるとあつてたちまち売約済みとなりました。

なお、各種別の入賞者は次の通りになつています

【種芸の部】

◎一等賞 ▽儀来＝加藤喜代治（神余） ▽落花生＝西郷富蔵（小沼）

【そさいの部】

◎特別賞 ▽ルタス＝佐野清治そ菜組合（佐野）

▽白菜＝芝田文夫（犬石）

▽バセリー＝鈴木いち子（塩見）

◎一等賞 バセリ＝飯沼かね（塩見） ▽大根＝島田作衛（犬石） ▽いちご＝佐野恵一（山荻） ▽白菜＝上柳信夫（佐野）

【果実の部】

◎特別賞 ▽夏かん＝石井重蔵（正木岡）

◎一等賞 ▽温州＝亀田美智男（水岡） ▽夏かん＝石井敬貴（正木岡）

【苗木の部】

◎特別賞 ▽揮杉＝秋山要（犬井） ▽椿＝小柴武夫（犬井）

◎一等賞 ▽揮杉＝繁田作治郎（犬井） ▽椿＝斉藤佐（犬井） ▽実彬＝高梨晃一（犬井）

【花卉の部】

◎特別賞 ▽カラー＝川口亥三夫（洲宮） ▽プルリボン＝平島文夫（長須） ▽ストック＝鈴木孝四郎（西川名） ▽矢車＝佐野多恵子（布沼）

◎一等賞 ▽フリージア＝鈴木通夫（那古） ▽白マ＝ガルット＝畑中博栄（川名） ▽鉄葉＝石井秋夫（神余）

【加工品の部】

◎特別賞 ▽俵＝石井盛太（薗） ▽割鯖節＝渡辺孝一郎（給形） ▽ほた木＝島海幸太郎（船） ▽ほた木＝小林正信（佐野）

◎一等賞 ▽ほた木＝小

診断の天気予報

希望者に実費で

房州地方

この程、富崎測候所では、房州地方一帯にわたる天気予報（天気のことわざ）を発行いたしました。

内容は房州地方の天気のことわざを始め、その特殊な方言の解説と気象学的な説明、天気予報との関連性などにわたつているもので、天気予報の利用者はもちろん、郷土史家や中学校、高等学校の地学にかつこうな参考書であり先生方の教材としても手頃な資料になつていますのでご利用下さい。

大きさはB5版の43頁のもので、一部百円（実費）でおわけしています。

申込先は＝館山市船浜二八〇ノ一 富崎測候所内千葉県南部防災気象連絡事務局宛。なお代金払込方法は持参又は送金になつています。

田の丸は田本民族の象徴です。祝田にはどこの家庭でも「田の丸」を掲げましよう。

市の事務改善

行政事務の近代化へ

四月から変る市の機構・組織

市行政事務の合理化、能率化をはかつて積極的な市民サービスを打出そうと昨年二月、市長、助役を中心に行政事務改善審議会と同改善事務局が設けられ、事務能率の方法と行政運営の合理化を研究してきましたが、いよいよ四月一日から組織、機構を含めた全面的な事務改善が実施されます。ではどのように改善されまた改善後はどんな事務形態になるかといいますと、

窓口事務の統合化

—用事は全部ここで—

現在の窓口事務はご承知のように各課にそれぞれ皆さんの権利義務に関係のある台帳が保管されております。このため各課ごとに窓口があつて、市役所を訪れる市民の中には、この用件はあの窓口で、この用件はそこの窓口でといつたように、いくつもの窓口を飛び廻わらなければ用事がたりず、その上、時間がかかるといつたような不便をおかけしていたわけです。このようなことから四月一日からは、これらの台帳を全部統合管理（カード化される）して、窓口は一か所に統合することになりました。ですから皆さんがこのような用事でこられた場合は、一ツの窓口で全部手続がすむようになります

統合された窓口事務の内容

ではこの窓口で取り扱う事務はなんとなにかと申しますと住民登録、印鑑戸籍、配給、国民年金事務、国民健康保険の加入脱退事務、助産費、育児手当、葬祭費の給付、就学管理事務、軽自動車の取得廃車申告、法人等市民税申告、臨時運行許可番号、各種台帳閲覧事務各種証明などで、いままで各課に分散されて取り扱われていた届出、申請交付請求の事務が全部この窓口に統合されます。

市民相談室の設置

またこの事務改善と同時に、市役所玄関ロービの一部に市民相談所が設けられます。この市民相談室は、市に対する希望、苦情、陳情請願、その他一般事務以外のいろいろなものを受付処理する窓口になつており「市民の声」を直接市政に反映させようとして設けられたものですから、気軽に利用されてこの市民相談室が本当に皆さんのものになるよう育てていただきたいと思います。

市民袋を全世帯に配布

皆さんが市役所に対して手続をする場合、一度すむように、その関係書類全部を入れておいていただく「市民袋」を全世帯に配布いたします。この市民袋に入れておく書類は、①印鑑、②配給通帳、③国保受診証、④国民年金保管証、⑤市税

この事務改善の基本の一ツに、住民登録＝住民の動態を正確には握することがあげられております。ご承知のように行政は皆さんの権利、義務の相対性原理にもとずいて行なわれるものであります。ですから義務だけを履行するとか、また権利だけを主張することは間違つているわけであります。しかしいままでは、国や県の機構、組織、流れによつて市の行政が行なわれているため、例えば選挙人名簿の資格申請は選管事務局へ、就学児童は教育委員会へ、税金は市等の領収書、⑥母子手帳で、この袋をもつてきてもらえば全部の手続がすむようになつております

皆さんの権利義務は

住民登録が基本になります

住民登録があつても選挙権がなかつたり、入学通知が届かないといつた例や、税金を納めていない人が権利を使行するといつた例がたくさんでてくるわけで、市民皆さんには納得のいかない事柄がしばしば起きてくるわけであります。これは結局、国や県の組織の流れによつて各課がそれぞれ独自に行なつているからで今度の改善では、このバラバラになつている皆さんの権利、義務関係を個人、家族別に一か所に統合すると同時に、住民の実態調査を十分行なつて、適格には握した公簿（住民票）を作製し、適正な行政事務が行なわれるように改善されます。例えば、皆さんが転出入の届けをするとそれに関連してすべての権利義務の関係公簿が、この一度の届け出によつて全部必要事項が記入されるようになつておりますので、いままでのような住民登録をしてあるのに選挙の投票ができなかつたり、入学通知が届かないといつた誤りがなくなります。ですから今後はこの住民登録（住民票）が、皆さんの権利、義務の基本となりますので、住所が異動した場合、世帯主が変つた場合には早速届け出をされるようお願いいたします。

(1)住所を変更した時、
(2)世帯主が変つた時、
(3)家族に増減があつた時
(4)課税対象になつている財産所有物に増減があつた時
(5)納税義務者が変つた時
(6)被保険者である世帯主及び家族が社会保険に加入した時、また脱退した時

善

市、存立の目的は、皆さんの基本的な権利を守り、住民福祉の増進をはかるサービス機関として民主的、能率的な行政事務に努めなければならないのでありますが、いままでの事務処理方法をみるとき、昔からの古い習慣と国や県の組織、機構の流れにもとずいて各課がそれぞれ分立した独立の形態で行なわれてきたため、一貫性に欠け、多くの不合理、非能率があげられるのであります。例えば各部署の重復事務が多く、内部けん制、あるいは組織的な照査に欠け、横の連絡が十分されていないといつたことから間違が起りやすい、また必要以上に転記事務が多いため、事務の迅速化がはかれない、更に自已完成型（一人の職員が最初から終りまでの事務を受持つこと）の、事務処理が行なわれているため事務の私物化が起きて、その職員が不在の時はわからないといつたことで、そのたびに皆さんにご迷惑をかけていたのであります。これを民間企業にみるとき、最少の経費で最大の効果をあげるため生産方式、あるいは事務管理方式にと、企業発展のために積極的な経営近代化がはかられているのであります。このとき、ひとり役所であるからといつて昔からの機構、組織の中で安易消極的に過していることは許されないことであります。特に近年の行政事務は年々増加するばかりか、その内容も高度、復雑化され、この対策に職員の補充あるいは機械の導入といつた、極めて消極的な解決方法で一時しのぎをしているため、消費的経費はますますふえ、このままでは、市本来の仕事であります住民福祉の向上をはかり、地域開発を促進することも出来ず又積極的な市民サービスもできないということでここにいままでの行政組織に根本的な再検討を加え、もつとも民主的で効果的な行政が行なえるよう、近代経営理論をとり入れた職能別による事務処理方法はじめ、内部管理の強化、統合を打ち出して全面的な事務改善を実施することになつたものであります。

なぜ改善が必要か

—今までの事務体形に反省—

国民金融

公庫の利用は

…館山融資償還会へ…

今年は金融の引締方針が打ち出されるなど一般金融経済事情は、昨年にもまして窮屈になることが予想されています。国民金融公庫は中小企業の金繰りを、多少なりとも緩和するために必要の資金を貸付ける公益金融機関ですから、ぜひご利用下さい。なお公庫の事業資金（普通貸付）の貸付条件は次の通りです。

(一)貸付限度　▽法人＝二百万円、▽個人＝百万円
(二)返済方法　▽運転資金＝二十ケ月以内、▽設備資金＝三十ケ月以上五十ケ月以内
(三)貸付利息　▽年九分（日歩二銭四厘六毛）
(四)保証人及び担保物件
保証人一名以上、担保は原則としてとらないが百万円以上は必要とする。

公庫申込のご希望者は電話（館山七〇一）館山融資償還会へ申出下さい。

発明試験

費の補助

申請29日まで

科学技術庁では優秀な発明をしながら、資金がないために見本の試作あるいは小規模の試験などができない個人発明家、法人に対し、国が補助金を交付してこの実施化を促進しております。今年度も次のように申請を受付ていますのでご利用下さい。

(一)交付の対象
(イ)特許権、実用新案権
(ロ)出願中の特許または実用新案（昭和38年4月30日までに出願したもの）
(二)期日＝申請書の県知事への提出期間は2月29日まで、その他こまかい点は市商工水産課までお問い合せ下さい。

誰にでもできる
〝小さな親切〟
を実行しましょう

農地の転用は

必ず許可を受けてから

農地を宅地に変える場合（転用するとき）、また売買したりするときは、農地法によつて県知事の許可を受けなければ、とうてい実現できるものではないのですので、ぜひこの改善に全面的なご協力をお願いいたします。なお、四月の切替当時はこのような大巾なものでありますので、ある程度事務的な混乱があると思われますが、私達も少しでもこのようなご迷惑を排除するよう努力いたしておりますので、これについても格前のご理解ご協力をいただきたいと思います。

写真＝現在の窓口

新型〝救急車〟

消防署に配置

消防署に新らしく救急車が配置されました。この車はニツサン・キャブオールの定員8人乗りのものです。

ご承知の通り救急車は火災現場や交通事故、作業中の事故などで、重傷者が出たときや重病人が出て急がないと人命にかかわるような事態が起きたとき、要請によつて出動することになつています。昨年の利用状況をみますと、出動回数97件、この内容は交通事故48、病気19、酩酊8、水泳中の事故4、作業中の事故4、過失事故3、傷害3、野球3、自殺未遂2、その他3件で出動の多かつた月は8月～21回、10月～13回、4月～12回、3月～10回の順になつております。このように昼夜の関係なく救急車は活躍しております。

冨の天候予想

冨崎測候所発表

三月は低気圧や気圧の谷がしばしば通り天気の変りが早い見込です。また大陸の高気圧が北日本に張出し、曇の日が多くなりましょう。平均の気温も降水量もほぼ平年並でしょう。

冨崎における平年値

三月上旬	
気温（摂氏）	八・四
降水量（ミリ）	四二・二
日照（時間）	五四・三
三月中旬	
気温	九・四
降水量	四六・四
日照	五八・四

許可を受けなければなりません。この許可がおりる前に、申請地を埋立てたり、建築物の基礎工事をしたりすることはできません。許可前に工事にかかつたりしますと農地法違反で罰せられますから十分ご注意ください。この許可申請には次のようなものがあります。

▽農地法第三条の許可申請
農地を耕作の目的で人に借したり、譲渡したりするときの許可申請ですが定められた最低面積（地区により異る）を耕作していませんと申請ができません。

▽農地法第四条の許可申請
自分のもつている農地を自分で宅地などに転用する場合

▽農地法第五条の許可申請
農地を他の人が転用の目的で借り受けたり、買い受ける場合の許可申請で宅地分譲はできないことになつています。

以上がその主なものですが、これらの許可を受けづに行ないますと、法律上認められていませんので紛争が起きる結果にもなりますのでご注意下さい。なおくわしい点については、市農業委員会事務局にお尋ね下さい。